

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	グローム・ホールディングス株式会社
【英訳名】	GLOME Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 仁
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,700,036,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月24日付けで、第29期第2四半期報告書の訂正報告書(自2020年7月1日至2020年9月30日)を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い2020年11月30日付で提出した有価証券届出書につきまして関連する事項を訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

上記は、第29期第2四半期報告書において
(四半期連結損益計算書)

売上高及び売上原価の計上に誤りがあることが認められたためであります。

2【訂正事項】

第二部 企業情報

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

第29期第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第29期第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

注記事項

(セグメント情報等)

当第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

(訂正前)

第29期第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(記載省略)

このような経済状況の中、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、在宅勤務や時差出勤、テレビ会議の導入によるリモート化の推進等、業務の整備や改善を行い、生産性を落とすことなく業務執行できる環境作りに取り組んでおります。

この結果、売上高2,257百万円、営業利益106百万円、経常損失は236百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は281百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

病院関連事業

当第2四半期連結会計期間には、新たに3医療法人（累計では5医療法人）とのアライアンスを構築することができました。結果として、売上高778百万円、営業利益191百万円となりました。

(記載省略)

(訂正後)

第29期第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(記載省略)

このような経済状況の中、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、在宅勤務や時差出勤、テレビ会議の導入によるリモート化の推進等、業務の整備や改善を行い、生産性を落とすことなく業務執行できる環境作りに取り組んでおります。

この結果、売上高2,204百万円、営業利益105百万円、経常損失は236百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は281百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

病院関連事業

当第2四半期連結会計期間には、新たに3医療法人（累計では5医療法人）とのアライアンスを構築することができました。結果として、売上高724百万円、営業利益190百万円となりました。

(記載省略)

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(訂正前)

第29期第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(記載省略)

当第2四半期累計期間における当社グループの売上高は前期比57.0%減の2,257百万円となりました。その要因について、セグメント毎に分析すると以下のとおりとなります。

(病院関連事業)

病院関連事業の売上高は前期比63.2%増の778百万円となりました。

主な要因は、前連結会計年度末時点で23医療法人となったアライアンス先からの業務委託収入が収益貢献しており、また、新規アライアンス先として、本事業年度10医療法人(1,500病床)からの業務委託獲得の目標に対して、2020年9月末まで累計で5医療法人(586病床)からの業務委託契約を獲得(累計で28医療法人、3,813病床)できており、毎月の売上は漸増しております。2020年5月28日に公表した中期経営計画に記載の通り、2023年頃にはアライアンス先の病院が合計 10,000 病床を有する大手病院関連事業者を目指しており、今回の第三者割当増資により資金調達する資金も活用して計画を推進します。

(不動産関連事業)

(記載省略)

当第2四半期累計期間において、当社グループの営業利益は前期比84.7%減106百万円となり、営業利益率は13.2%から4.7%へと8.5ポイント下落しました。主な要因は、下記に述べる不動産関連事業のセグメント利益の減少です。病院関連事業については、セグメント利益191百万円(前期はセグメント損失21百万円)となりました。売上の漸増が利益貢献しております。不動産関連事業についてはセグメント利益15百万円(前期は798百万円)となりました。前期セグメント利益798百万円につきましては売却物件の中に利幅の大きいものが含まれていたためです。現在は事業の撤収を進めている状況です。またグループ内の整理を進めており、販売費および一般管理費を607百万円と前期より301百万円減少することができました。

(訂正後)

第29期第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)

(記載省略)

当第2四半期累計期間における当社グループの売上高は前期比58.1%減の2,204百万円となりました。その要因について、セグメント毎に分析すると以下のとおりとなります。

(病院関連事業)

病院関連事業の売上高は前期比52.0%増の724百万円となりました。

主な要因は、前連結会計年度末時点で23医療法人となったアライアンス先からの業務委託収入が収益貢献しており、また、新規アライアンス先として、本事業年度10医療法人(1,500病床)からの業務委託獲得の目標に対して、2020年9月末まで累計で5医療法人(586病床)からの業務委託契約を獲得(累計で28医療法人、3,813病床)できており、毎月の売上は漸増しております。2020年5月28日に公表した中期経営計画に記載の通り、2023年頃にはアライアンス先の病院が合計10,000病床を有する大手病院関連事業者を目指しており、今回の第三者割当増資により資金調達する資金も活用して計画を推進します。

(不動産関連事業)

(記載省略)

当第2四半期累計期間において、当社グループの営業利益は前期比84.8%減105百万円となり、営業利益率は13.2%から4.8%へと8.4ポイント下落しました。主な要因は、下記に述べる不動産関連事業のセグメント利益の減少です。病院関連事業については、セグメント利益190百万円(前期はセグメント損失21百万円)となりました。売上の漸増が利益貢献しております。不動産関連事業についてはセグメント利益15百万円(前期は798百万円)となりました。前期セグメント利益798百万円につきましては売却物件の中に利幅の大きいものが含まれていたためです。現在は事業の撤収を進めている状況です。またグループ内の整理を進めており、販売費および一般管理費を607百万円と前期より301百万円減少することができました。

第5【経理の状況】

（訂正前）

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

（記載書略）

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は2020年7月6日提出の有価証券報告書の訂正報告書に添付されたものによっております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、2020年11月13日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

（記載書略）

（訂正後）

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

（記載書略）

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は2020年7月6日提出の有価証券報告書の訂正報告書に添付されたものによっております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、2020年11月13日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

- (3) なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

（記載書略）

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(訂正前)

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	2,257
売上原価	1,544
売上総利益	713
販売費及び一般管理費	607
営業利益	106
営業外収益	
受取利息	118
賞与引当金戻入額	32
為替差益	41
その他	4
営業外収益合計	197
営業外費用	
支払利息	87
貸倒引当金繰入額	74
資金調達費用	33
持分法による投資損失	329
その他	14
営業外費用合計	539
経常利益	236
特別利益	
関係会社株式売却益	61
その他	9
特別利益合計	70
特別損失	
固定資産除却損	1
特別調査費用	12
出資金評価損	48
その他	8
特別損失合計	70
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	235
匿名組合損益分配額	7
税金等調整前四半期純利益	243
法人税等	38
四半期純利益	281
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	281

(訂正後)

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	2,204
売上原価	1,491
売上総利益	712
販売費及び一般管理費	607
営業利益	105
営業外収益	
受取利息	118
賞与引当金戻入額	32
為替差益	41
その他	5
営業外収益合計	198
営業外費用	
支払利息	87
貸倒引当金繰入額	74
資金調達費用	33
持分法による投資損失	329
その他	14
営業外費用合計	539
経常利益	236
特別利益	
関係会社株式売却益	61
その他	9
特別利益合計	70
特別損失	
固定資産除却損	1
特別調査費用	12
出資金評価損	48
その他	8
特別損失合計	70
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	235
匿名組合損益分配額	7
税金等調整前四半期純利益	243
法人税等	38
四半期純利益	281
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	281

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(訂正前)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書 計上額(注)2
	病院関連	不動産関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	778	1,479	2,257	2,257	-	2,257
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	5	5	5	5	-
計	778	1,485	2,263	2,263	5	2,257
セグメント利益	191	15	206	206	100	106

(注)1 セグメント利益の調整額 100百万円には、セグメント間取引消去17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 117百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(訂正後)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書 計上額(注)2
	病院関連	不動産関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	724	1,479	2,204	2,204	-	2,204
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	5	5	5	5	-
計	724	1,485	2,209	2,209	5	2,204
セグメント利益	190	15	205	205	100	105

(注)1 セグメント利益の調整額 100百万円には、セグメント間取引消去17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 117百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（訂正前）

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第27期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） | 2019年6月27日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 2020年6月29日関東財務局長に提出 |
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第27期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） | 2019年6月27日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 2020年6月29日関東財務局長に提出 |
- (3) 四半期報告書及び確認書
- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 第28期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） | 2019年8月14日関東財務局長に提出 |
| 第28期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） | 2019年11月14日関東財務局長に提出 |
| 第28期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） | 2020年2月14日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） | 2020年8月14日関東財務局長に提出 |
| 第29期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） | 2020年11月13日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月30日） | 2021年2月12日関東財務局長に提出 |
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 事業年度 第24期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第25期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第26期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 2020年7月6日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
- (5) 内部統制報告書の訂正報告書
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第24期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第25期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
- (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 第26期第3四半期（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 有価証券届出書の訂正届出書（2016年2月22日提出分） | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 有価証券届出書の訂正届出書（2020年11月30日提出分） | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
- (8) 臨時報告書
- | | |
|--|--------------------|
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書 | 2020年5月8日関東財務局長に提出 |
|--|--------------------|

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年5月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2の2号 （新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	2020年6月10日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 （株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書	2020年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年7月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年9月3日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2020年9月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年10月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項11号及び第12号 （提出会社に多額の取り立て不能債権又は遅延債権が発生した場合） （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年11月20日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2020年12月16日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2021年2月25日関東財務局長に提出

(訂正後)

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第27期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2019年6月27日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年6月29日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第29期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 2021年6月29日関東財務局長に提出 |
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第27期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2019年6月27日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年6月29日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第29期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 2021年6月29日関東財務局長に提出 |
- (3) 四半期報告書及び確認書
- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 第28期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) | 2019年8月14日関東財務局長に提出 |
| 第28期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) | 2019年11月14日関東財務局長に提出 |
| 第28期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) | 2020年2月14日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) | 2020年8月14日関東財務局長に提出 |
| 第29期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) | 2020年11月13日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月30日) | 2021年2月12日関東財務局長に提出 |
| 第30期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) | 2021年8月13日関東財務局長に提出 |
| 第30期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) | 2021年11月12日関東財務局長に提出 |
| 第30期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) | 2022年2月10日関東財務局長に提出 |
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 事業年度 第24期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第25期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第26期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年7月6日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第27期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第28期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第29期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
- (5) 内部統制報告書の訂正報告書
- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 事業年度 第24期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第25期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 第29期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
- (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 第26期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日) | 2020年4月22日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) | 2020年11月30日関東財務局長に提出 |
| 第29期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) | 2021年3月16日関東財務局長に提出 |
| 第29期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
| 第30期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
| 第30期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |
| 第30期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) | 2022年6月24日関東財務局長に提出 |

(7) 有価証券届出書の訂正届出書	
有価証券届出書の訂正届出書（2016年2月22日提出分）	2020年4月22日関東財務局長に提出
有価証券届出書の訂正届出書（2020年11月30日提出分）	2021年3月16日関東財務局長に提出
有価証券届出書の訂正届出書（2020年11月30日提出分）	2022年6月24日関東財務局長に提出
(8) 臨時報告書	
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 （特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書	2020年5月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2 （届出を要しない新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	2021年7月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2021年11月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年5月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2号 （新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	2020年6月10日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 （株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書	2020年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年7月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年9月3日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2020年9月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号 （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年10月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第12号 （提出会社に多額の取り立て不能債権又は遅延債権が発生した場合） （連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著し い影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書	2020年11月20日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2020年12月16日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 （主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書	2021年2月25日関東財務局長に提出

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月24日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 和 也指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 崎 知 岳

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して2020年11月13日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期連結財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記

事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。